· · · 対象期間

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険料が免除されます!

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

● その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0に なるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

● 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

●保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- 届書
- 2 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

○○市(区・町・村)○○部○○課○○係 TEL - -

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 政府予算に係る意見書採択を求める陳情書



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

陳情趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解 決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授 業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の 働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善 が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き 下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施 が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下 げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自 治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全 国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の 施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、 国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の陳情事項が実現されるよう、地方自治 法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情事項

- 1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検 討すること。
- 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配 置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費 国庫負担制度を堅持すること。

令和5年 **11**月 **20**日

陳情者

団体名

茨城県教職員組合

住 所

茨城県水戸市笠原町 978 - 46

代表者名

茨城県教職員組合

執行委員長 中 山 幸

[ほか 45 / 名 提出]

ひたちなか市議会議長 薄井 宏安 殿

意見書(案) 第 号

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

ひたちなか市議会議長 薄井 宏安

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書(案)

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

ひたちなか市こども計画について

国の政策

こども家庭庁設置法

- ・内閣府の外局として新たに設置
- ・子ども政策を集約し一元化

こども基本法

・子ども政策の基本的な理念を明記

こども大綱

- ・既存の3大綱を整理・統合
- ①少子化対策大綱
- ②子供·若者育成支援推進大綱
- ③子供の貧困対策大綱

改正児童福祉法

・包括的な支援を強化

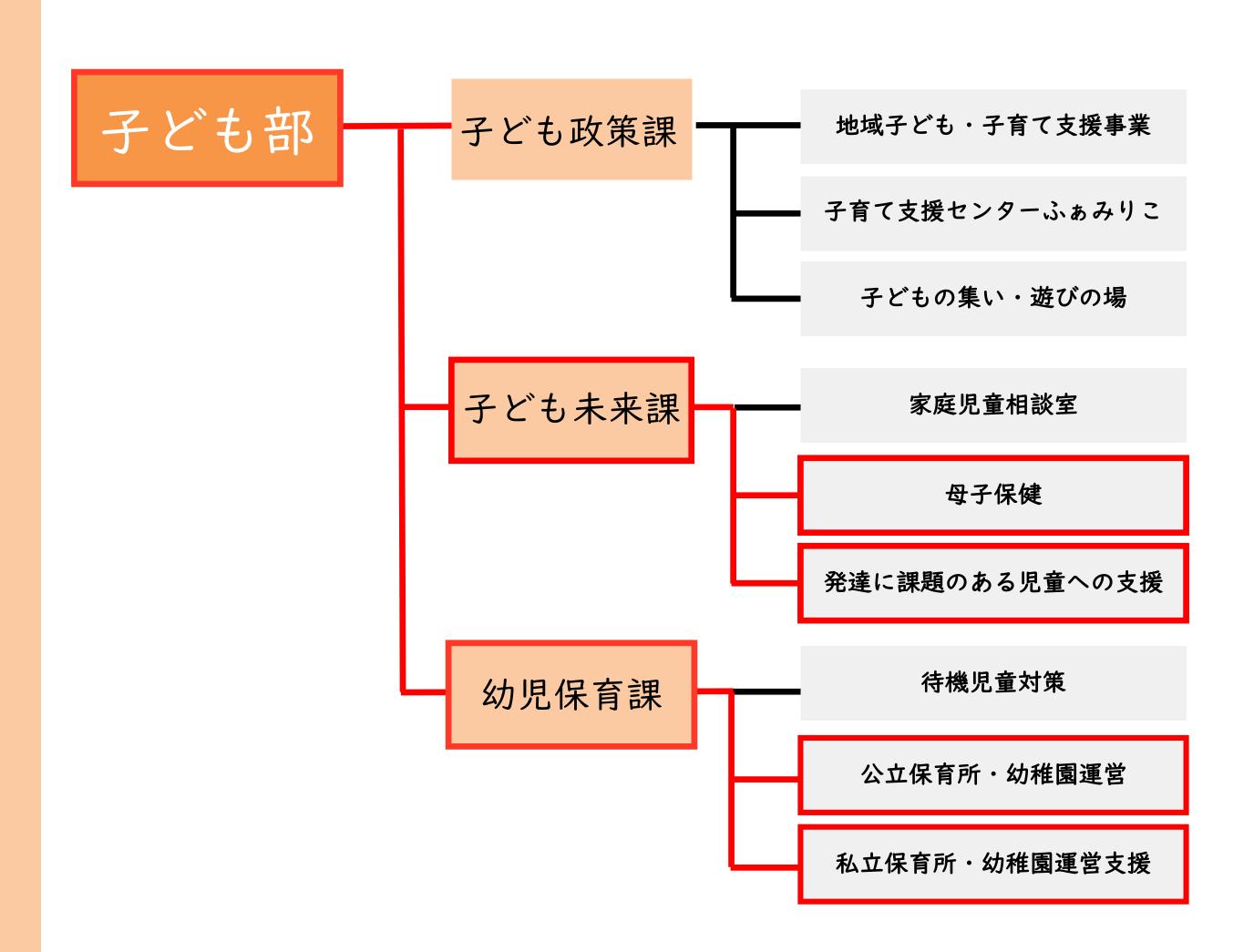
市の取組

- ①組織改編による 子ども政策の集約
- ②市子ども計画の策定
- ③子ども家庭センターの設置
- ④訪問支援の充実
- ⑤子どもの居場所づくり
- 6親子関係形成支援

国の政策とおの政策を

組織改編

による子ども政策の集約



市子ども計画の策定

第二期子ども・子育て支援計画期間:令和2年度~令和6年度

ひたちなか市子ども計画 期間:令和7年度~令和||年度 第2期子ども・子育て支援事業計画 (計画期間:令和2~6年度)

子ども・子育て支援事業計画

地域子ども支援事業や保育需要の 将来予測と整備に関する計画

次世代育成支援対策地域行動計画

地域資源の開発, 育成に関する計画

放課後子どもプラン

学童クラブの将来需要予測と 整備に関する計画

市子ども計画の策定

第二期子ども・子育て支援計画 期間:令和2年度~令和6年度

ひたちなか市子ども計画 期間:令和7年度~令和 | | 年度

ひたちなか市こども計画

(計画期間:令和7~||年度)

第2期子ども・子育て支援事業計画 (計画期間:令和2~6年度)

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援対策地域行動計画

放課後子どもプラン

子ども・若者育成支援計画(新)

子ども・若者の健やかな育成自立への支援 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援に関する計画



子どもの貧困対策計画(新)

・貧困の連鎖を断ち切る支援体制の整備に関する計画

こども家庭センターの設置

保健と福祉の両面から 一体的かつ切れ目のない支援を目指す 子育て世代包括支援センター (母子保健)

╅ ●・妊産婦

象 ⋅ 就学前の子ども,保護者

子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉)

対・妊産婦

象 ・子ども、保護者

一体化

こども家庭センター

対象

- ・全ての子ども、妊産婦、子育て世帯
- ・児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- •保健指導,健康診査等

業終

- ・調査や情報提供等,関係機関との総合調整
- ・困難を抱える子ども・妊産婦・その家族へ の支援(サポートプランの作成)等
- ・地域資源の開拓

ショートステイ

地域資源や様々な

医療機関

親子関係形成支援

支援へつなぐ

保育所

訪問支援事業

教育委員会

民間団体

連携

要保護児童対策

訪問支援の充実

	乳児家庭全戸訪問	養育支援訪問 (専門職)	養育支援訪問 (家事援助)	子育て世帯訪問 支援事業(新)
対象	乳児(おおむね生後4ヶ月 まで)のいる全ての家庭	子育てに対して不安や孤立! 様々な原因で養育支援が必!	家事・育児に対して不安や負担 を抱える子育て家庭 妊産婦・ヤングケアラー等 がいる家庭	
訪問者	保健師・助産師・看護師	保健師等	子育て経験者等	支援員
内容	親子の心身の状況や養育環境 の把握 子育てサービス等の情報提供	養育に関する具体的な指導 助言等の実施	育児・家事の援助の実施 ※本市ではホームスタート 事業として実施	相談支援や家事支援,養育環境の見守りの実施
実績 (R4年度)	I,037件	82件	415件	R5年度より実施



子どもの居場所づくり

放課後のみんたま (子どもの居場所運営支援事業) ※計6か所(令和5年度)

「居場所」の役割 ①

子どもふれあい館

地域の子どもたちが集い遊ぶ場 地域と子どもたちがつながる場

那珂湊児童館

新たな団体

長松子ども館

「居場所」の役割 ② 中高生世代も利用しやすい拠点 困難を抱えるこどもやその家庭への支援拠点

それぞれの居場所のもつ役割を広げる

親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング)

スマイル・ペアレンティング講座

【趣旨】

子どもに関わるヒント,子どもへの 伝え方の工夫を学ぶ

【対象】

2歳~小学2年生の児童のいる保護者

まめっこペアレント・トレーニング

【趣旨】

子どもの行動に合ったかかわり方を学ぶ

【対象】

発達に課題がある3歳~小学4年生 の児童のいる保護者

新たな取組(令和6年度実施予定)

【趣旨】

親子間の適切な関係性の構築を目的とし子どもの発達の状況に応じた支援を行う

【対象】

要保護世帯・要支援世帯

ひたちなか市議会

議長薄井宏安殿

文教福祉委員会 委員長 清 水 健 司

閉会中の継続調査申出書(案)

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 件 名
- (1) 福祉行政について
- (2) 教育行政について